

下松市告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項及び下松市会計規則（平成27年下松市規則第6号。以下「規則」という。）第23条第1項の規定により稚魚等売払の収納の事務を委託したので、令第158条第2項及び規則第23条第2項の規定により告示する。

令和5年1月10日

下松市長 國井益雄

1 委託する歳入の種類

稚魚等売上

2 委託相手方の名称及び所在地

公益財団法人下松市水産振興基金協会

下松市大字笠戸島456番地8

3 委託を開始する日

令和5年4月1日